

えひめバーチャル建設産業体験プログラム事業実施業務仕様書

1 目的

将来の担い手確保につなげるため、小・中学生を対象に、マイクロソフト社が提供するマイクラフトを活用した、安全・安心な地域づくりや県民の生活を支える建設産業の特徴・魅力を理解するためのワークショップを開催する。

2 業務内容

受託者は、(1) のとおりワークショップを開催するとともに、(2)～(4)に記載する業務を実施すること。

(1) えひめの建設産業を理解するためのバーチャルワークショップの開催・運営

① ワorkshop概要

マイクラフトの簡単な操作方法の習得から、参加者の共働による、愛媛県内の道路や橋りょう、建物などの構造物の疑似制作の体験を通じ、モノづくりへの興味関心を高め、愛媛県の建設産業の特徴・魅力を理解していくためのワークショップを開催する。

イ) 開催時期・頻度

- ・令和8年7月～令和9年2月頃開催
- ・1コマ当たり2時間程度(1日に複数回(2コマ))開催
- ・計3日(通算6コマ)以上開催

ロ) 開催場所

- ・東予・中予・南予地域で各1日実施(計3日以上)

ハ) 対象者・募集人数

- ・小学生から中学生まで
- ・10～20名程度/コマ

ニ) インストラクター

- ・マイクラフトに関する知識を有する者
- ・建設業に関し精通した者
- ・マイクラフトを活用した分野で活躍しており、YouTubeやSNS等で発信力のある者(例:インフルエンサーやユーチューバーなど)を特別講師として1回以上招へいする。(特別講師は、県が手配する。なお、当該特別講師の日程に合わせて、ワークショップを開催することとなるので留意。)

② インストラクター、司会等、ワークショップ関係者との連絡調整

③ 会場との調整

④ 専用Webページ及び応募フォームの作成・参加者管理

⑤ 参加者との連絡調整・フォローアップ

⑥ Wi-fi等必要な資機材の調達

⑦ ワorkshop当日の運営・設営

⑧ イベントレポート記事の作成に必要な写真や動画の撮影 など

(2) 広報

- ・ワークショップの開催告知用のロゴ、チラシなどの情報発信に必要なコンテンツのデザイン・制作を行うとともに、当該チラシを活用した県内教育機関等へのアプローチを行うこと。
- ・当該チラシのデザインは、委託者が著作権を有するものとする。
- ・チラシデザインは、最終的には委託者と協議の上で決定し、告知までに十分な校正機会をもった上で制作すること。
- ・チラシは、5,000部以上を指定する日までにカラー刷りで印刷し、指定する場所に納品すること。
- ・チラシデザインは、紙のほか電子データでも納品すること。

(3) 業務計画

契約締結後、速やかに、えひめの建設産業を理解するためのバーチャルワークショップ開催に向けた専用 Web ページの構築、広報活動等、本事業全般を適切に進行するための業務計画（運営方法、スケジュール等）を作成し、委託者に提出すること。

(4) 納品物

- ・実績報告書 紙1部（カラー）及び電子データ（電磁的記録媒体は任意）
 - ・イベントレポート記事原稿・写真データ・制作したチラシの電子データ 一式
 - ・その他委託者が必要と認めるもの
- ※電磁的記録媒体（DVD等）の購入費用は、委託料に含める。

3 秘密保持及び個人情報の保護

- (1) 本業務に関し、受託者が委託者から受領し、又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。
- (3) 受託者（受託者の社員を含む。）が本業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。本業務終了後においても、同様とする。

4 その他

- (1) 受託者は、業務の一部を再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて委託者と協議し、承諾を得なければならない。
- (2) チラシ、動画等については、制作物を委託者に納品するとともに、委託者が広報等において二次利用が可能となるようにすること。
- (3) 受託者が本事業で制作した成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するもの）は、全て、委託者に帰属するものとする。
- (4) 第三者の知的財産権を侵害してはならないことを保証すること。なお、第三者が有する

知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、県・受託者双方が協議し、決定するものとする。

(6) Minecraft は Microsoft 社の商標。本業務は Microsoft 社及び Minecraft 開発社の Mojang Studios の承認を得ているものではなく、Minecraft 公式として提供するものではない。